

令和4年度

特別支援学校中堅教諭等資質向上研修の手引



埼玉県マスコット コバトン

埼玉県教育委員会



埼玉県立総合教育センター

Saitama Prefectural Education Center

<https://www.center.spec.ed.jp/>

は じ め に

埼玉県立総合教育センター所長

この手引を手にした皆さんは、「チーム学校」の一員として学校の中心的存在となり力を発揮されるとともに、高い実践的指導力や識見を有し、自校の教育活動の活性化と充実に向けて、努力されていることと思います。教師の魅力とやりがいは、児童生徒一人一人をそれぞれの夢や目標の実現に向けて、自らの人生を切り拓くことができるように、社会の“人財”として育てることにあります。そのために、教育基本法第9条にあるとおり、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、資質・能力の向上に努めることが教師の責務です。

さて、我が国では、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は急速に変化しています。また、急激に少子高齢化が進む中で、子供たち一人一人が持続可能な社会の担い手として、新たな価値を生み出していくことが学校教育に期待されています。令和4年度、高等学校学習指導要領が本格実施となり、全ての校種でこれからの時代に必要となる資質・能力の育成と学習評価の充実による教育が展開されることとなります。

本県においても、国の第3期教育振興基本計画を受け、平成31年3月に第3期埼玉県教育振興基本計画を策定しました。これは、今次の学習指導要領や国の教育計画に基づき、埼玉県としてこれからの教育をどのように進めるかを示した基本計画です。目標の一つ目に掲げている「確かな学力の育成」では、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の推進をあげています。また、インクルーシブ教育システムの構築による「多様な学びの場」の充実に取り組む必要があります。さらに、新型コロナウイルス感染症のまん延や国の「GIGAスクール構想」の推進に伴い、各学校では、ICTを効果的に活用した新たな学びのスタイルが生まれ、これらの変化に対応するため、中堅教諭として一層力を発揮することが求められています。

本研修は教育公務員特例法第24条の規定に基づき、教育活動、学校運営の円滑かつ効果的な実施において、中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等に必要な資質の向上を図るために実施するものです。本県では教員等の資質向上に関する指標を策定し、本研修を受講される皆さんを第3ステージ（深化・中核期）と位置付けています。「自身の専門性を深め、学校の中核的存在として力を発揮する」という資質を育成するため、10日間の教育センター等機関研修、18日間の学校研修を実施します。本研修をとおして、教師が備えるべき素養とされる使命感・倫理観や教育的愛情、教科や教職に関する専門的知識、指導力等に一層磨きをかけ、さらに豊かな人間性を兼ね備えた中堅教諭として学校組織全体を見渡しなが、児童生徒を成長させてほしいと考えています。

結びに、埼玉教育のより一層の充実、発展のため、本研修で専門性や力量を高め、学びのネットワークを広げ、教師として更なる一步を踏み出してください。皆さんが各学校で大いに活躍されることを心より期待しています。

目 次

はじめに

目次

1 要項・細則・年間計画について

(1) 中堅教諭等資質向上研修実施要項	1
(2) 《参考資料》在職期間の算定〔除算（減じ方）〕について	5
(3) 中堅教諭等資質向上研修実施要項細則	7
(4) 令和4年度中堅教諭等資質向上研修年間研修計画	9
(5) 中堅教諭等資質向上研修 教育センター等研修【別表Ⅰ（特）】	11
(6) 中堅教諭等資質向上研修 学校研修（例）【別表Ⅱ】	12

2 教育センター等研修について

(1) 教育センター等研修日程（全10日間）	13
(2) 共通研修（2日間）	14
(3) 教科指導及び生徒指導等研修（8日間）	15
(4) 教育センター等 研修の受講に当たって	19

3 学校研修について

(1) 学校研修に当たって	21
(2) 学校研修日程	22
(3) 特別支援学校中堅教諭等資質向上研修学校研修記録用紙【参考】	24
(4) 特定課題等研究について	25

4 その他

(1) 欠席・遅刻・早退・期日変更届	26
(2) 【様式2】研修教員研修計画書（案）	27
(3) 【様式3】研修教員研修報告書	29
(4) 【様式4】特定課題研究計画書・報告書	31
(5) 提出書類一覧	32
(6) アクセス&マップ	33

教員等の資質向上に関する巻末資料

(1) ライフステージに応じた資質向上を目指して 「教員の資質向上に関する指標」に係る自己評価シート	34
(2) 教員等の資質向上に関する指標（教諭）	35

1 要項・細則・年間計画 について

中堅教諭等資質向上研修実施要項

埼玉県教育委員会

1 目 的

中堅教諭等資質向上研修は、教育公務員特例法第24条の規定に基づき、教諭等に対し、個々の能力、適性等に応じて、教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために実施する。

2 対 象

- (1) 中堅教諭等資質向上研修の対象となる教員（以下「中堅教諭等資質向上研修教員」という。）は、国立、公立又は私立の学校の教諭等として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く）が9年に達した者とする。

ただし、在職期間のうち別表Ⅰに掲げる期間が引き続き1年以上あるときは、その期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算するものとする。

なお、別表Ⅱに掲げる者は、中堅教諭等資質向上研修の対象から除外するものとする。

- (2) 対象者のうち別表Ⅲに該当する者は、受講年度を1年間繰り延べることができるものとする。ただし、所属長が引き続き繰り延べることが必要と判断する場合は、主管課長と協議することができる。

3 内容及び方法

- (1) 県教育委員会及び市町村教育委員会は、各々その所管する学校の中堅教諭等資質向上研修教員の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに中堅教諭等資質向上研修に関する計画書（以下「研修教員研修計画書」という。）を作成するものとする。
- (2) 中堅教諭等資質向上研修教員は、研修教員研修計画書に基づき、夏季・冬季の長期休業期間等に、教育センター等において、教科指導、生徒指導等に関する研修（以下「教育センター等研修」という。）を年間10日程度受けるものとする。
- (3) 中堅教諭等資質向上研修教員は、研修教員研修計画書に基づき、主として校内において校長の下、授業期間に実際の授業実践を通じた授業研究や教材研究、特定課題研究等を通じた研修（以下「学校研修」という。）を年間18日程度受けるものとする。

4 実施協議会

(1) 県教育委員会は、次の事項について協議を行うため、実施協議会を設置する。

- ・実施計画
- ・年間研修計画
- ・実施上の諸問題
- ・その他

(2) 実施協議会の設置要綱は別に定める。

5 年間研修計画

(1) 県教育委員会は、年間研修計画を作成する。

(2) 年間研修計画においては、第3項に定める事項のほか、教育センター等研修に関すること、学校研修に関すること及びその他必要な事項を定めるものとする。

6 評価基準

県教育委員会及び市町村教育委員会は、教育センター等において実施する中堅教諭等資質向上研修の内容等を踏まえつつ、中堅教諭等資質向上研修を受ける教諭等の能力、適性等について評価を行うための評価基準を作成するものとする。

7 評価及び研修計画

(1) 校長は、評価基準に基づいて、中堅教諭等資質向上研修教員の評価（以下「評価案」という。）を行うものとする。

(2) 校長は、評価案及び県教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、当該者ごとに中堅教諭等資質向上研修に関する研修計画（以下「研修教員研修計画書案」という。）を作成するものとする。

(3) 校長は、評価案及び研修教員研修計画書案の作成を行い、その学校を所管する教育委員会に提出するものとする。

(4) 県教育委員会及び市町村教育委員会は、校長から提出された評価案及び研修教員研修計画書案について必要な調整を行い、決定する。

(5) 市町村教育委員会は、評価及び研修教員研修計画書を県教育委員会に提出するものとする。

8 研修成果の評価

校長は、中堅教諭等資質向上研修終了後、中堅教諭等資質向上研修教員の教科指導・生徒指導等の状況等を基に評価を行い、その結果を当該教諭等に対する今後の指導や研修に活用していくものとする。

9 研修環境の整備等

- (1) 校長は、研修教員研修計画書に基づく研修が円滑に実施できるよう、研修環境の整備に努めるものとする。
- (2) 校長は、中堅教諭等資質向上研修の実施状況を把握し、年間を通して系統的、組織的な研修が行われるよう努めるものとする。

10 校長等連絡協議会

中堅教諭等資質向上研修を円滑かつ効果的に実施するため、校長等連絡協議会を開催することができる。

11 研修報告書

- (1) 校長は、研修教員研修報告書を所管する教育委員会に提出するものとする。
- (2) 校長は、当該学校における中堅教諭等資質向上研修の実施記録を作成し、次年度以降の中堅教諭等資質向上研修の資料として保管するものとする。

12 細 則

この実施要項の細則は別に定める。

附 則

この実施要項に定める事項は、平成30年4月1日から施行する。

この実施要項に定める事項は、平成31年4月1日から施行する。

この実施要項に定める事項は、令和2年4月1日から施行する。

この実施要項に定める事項は、令和4年4月1日から施行する。

別表Ⅰ 在職期間から除算する期間

(1)	地方公務員法の規定による休職又は停職により職務を執ることを要しない期間
(2)	地方公務員法の規定により職員団体の役員として専ら従事した期間
(3)	地方公務員の育児休業等に関する法律の規定により育児休業をした期間
(4)	私立の学校の教諭等として在職した期間について、(1)又は(3)の期間に準ずるものとして県教育委員会が認める期間
(5)	その他在職期間から除算すべき期間として県教育委員会が認める期間

別表Ⅱ 中堅教諭等資質向上研修の対象から除外する者

(1)	臨時的に任用された者
(2)	他の任命権者が実施する中堅教諭等資質向上研修を受けた者
(3)	主幹教諭、及び社会教育主事・指導主事等の教育委員会の職員として勤務している者
(4)	その他中堅教諭等資質向上研修から除外する者として、県教育委員会が認める者

別表Ⅲ 中堅教諭等資質向上研修を繰り延べることができる者

(1)	免許更新講習の受講年度にあたっている者
(2)	妊娠、疾病等の理由により、所属長が受講年度を繰り延べる必要があると判断する場合
(3)	校務運営上またはその他の事情等により、所属長が受講年度を繰り延べる必要があると判断する場合

《参考資料》在職期間の算定[除算(減じ方)]について

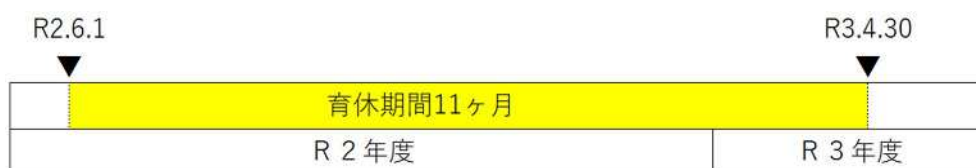
○在職期間とみなす事項…産休、育児短時間勤務、長期研修（大学院研修・長期（除算の対象にはならない）研修等）、教諭等採用後の教育委員会勤務、他県・私学教員（臨時的任用を除く）等

◆在職期間とみなさない事項…育休、休職、停職等（除算の対象になり得る）

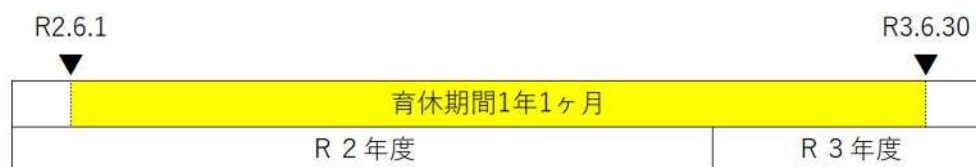
※「◆在職期間とみなさない事項」において、その期間が連続12ヶ月以上の場合は、年度のまたがりの有無にかかわらず、年単位（月は切り捨て）で除算する。
2つ以上の事項の期間が連続する場合は、それらを合わせた期間を計算する。

(例)

・育休11ヶ月の場合 ⇒ 除算しない。



・育休1年1ヶ月の場合 ⇒ 1年除算する。



【H25.4.1に埼玉県に採用された者の場合】

例1 育休取得等がなかった場合

令和4年度に
対象となります。

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
採用後の年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
										対象者		
通算する年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9			

例2 休職期間がある場合

2度の休職期間はあるが、2度とも1年未満であるので、令和4年度に対象者となります。

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
採用後の年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
				休職① 10ヶ月		休職② 11ヶ月				対象者		
通算する年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9			

例3 産休と育休が連続する期間が一度ある場合

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
採用後の年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
					産休 4ヶ月	育休 2年10ヶ月						対象者
通算する年数	1	2	3	4	5			6	7	8	9	

産休は在職期間とみなすが、育休はみなさない。
育休期間 2年10ヶ月 → 2年を除算する。



令和4年度で採用10年目になるが、
合わせて2年除算するので、令和6年度
に対象者となります。

例4 産休と育休が複数ある場合

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
採用後の年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
		産 休	育休① 1年5ヶ月	産 休	育休② 9ヶ月		産 休	育休③ 2年1ヶ月					対象者

1人目の育休 1年5ヶ月 → 1年を除算する。
2人目の育休 9ヶ月 → 除算しない。
3人目の育休 2年1ヶ月 → 2年を除算する。



令和4年度で採用10年目になるが、
合わせて3年除算するので、令和7年度
に対象者となります。

例5 産休・育休、産休・育休と連続する場合

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
採用後の年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
			産 休	育休① 1年10ヶ月	産 休	育休② 2年1ヶ月							対象者

1人目の育休 1年10ヶ月 → 1年を除算する
2人目の育休 2年1ヶ月 → 2年を除算する。



令和4年度で採用10年目になるが、
合わせて3年除算するので、令和7年度
に対象者となります。

例6 他県の公立学校や私立学校での勤務経験がある場合

他県の公立学校や私立学校での教諭(臨時任用を除く)等として勤務した期間は、在職期間とみなす。

H23.4.1 他県の公立学校採用の場合

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
採用後の年数	1	2	3	4		5	6	7		8	9	10	11
	他県の公立学校で 教諭等として勤務					私立学校の 教諭等として勤務				本県の教諭等 として勤務		対象者	

※私立学校で勤務経験がある場合は、必ずお問い合わせください。

中堅教諭等資質向上研修実施要項細則

埼玉県教育委員会

1 目 的

中堅教諭等資質向上研修の円滑、適切な実施を図るため中堅教諭等資質向上研修実施要項第12項に基づき、中堅教諭等資質向上研修実施要項細則を定める。

2 所 管

県教育委員会が、教育公務員特例法第24条に基づく中堅教諭等資質向上研修は、県立総合教育センターが所管する。

3 研修期間

一年間とする。

4 研修日数

(1) 教育センター等研修

ア 教育センター等研修は、夏季・冬季の長期休業期間中を中心として、年間10日程度行うものとする。

イ 教育センター等研修の内訳は下記のとおりとする。

内訳（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校）

- ・ 共通研修 2日程度
- ・ 教科指導及び生徒指導等研修 8日程度

(2) 学校研修

ア 学校研修は、1日3時間程度、年間18日程度行うものとする。

イ 学校研修は、年間研修計画及び学校研修計画に基づいて行うものとする。

5 評価、研修教員研修計画書及び研修報告書等

(1) 評価、研修教員研修計画書

ア 市町村教育委員会は、4月末日までに当該市町村における中堅教諭等資質向上研修教員の評価及び研修教員研修計画書を県教育委員会に提出するものとする。

イ 県立学校の校長は中堅教諭等資質向上研修教員の評価案及び研修教員研修計画書案を4月末日までに、県教育委員会に提出するものとする。ただし、特別支援学校においては、5月末日までに県教育委員会に提出するものとする。

(2) 研修報告書等

ア 市町村教育委員会は2月末日までに、研修教員研修報告書を県教育委員会に提出するものとする。

イ 県立学校の校長は2月末日までに、研修教員研修報告書を県教育委員会に提出するものとする。

ウ 校長は、当該学校における学校研修の実施記録を作成し、次年度以降の中堅教諭等資質向上研修等の指導資料として3年間保管するものとする。

6 事務分担等

(1) 中堅教諭等資質向上研修に係る総括的な事務は、教育局県立学校部高校教育指導課及び教育局市町村支援部義務教育指導課が当たるものとする。

(2) 特別支援学校中堅教諭等資質向上研修に係る連絡窓口は、教育局県立学校部特別支援教育課において行うものとする。

(3) その他必要な事項については、別に定める。

附 則

この細則に定める事項は、平成30年4月1日から施行する。

この細則に定める事項は、平成31年4月1日から施行する。

この細則に定める事項は、令和2年4月1日から施行する。

この細則に定める事項は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年度 中堅教諭等資質向上研修年間研修計画

埼玉県教育委員会

1 趣 旨

中堅教諭等資質向上研修の円滑、適切な実施を図るため、中堅教諭等資質向上研修実施要項第5項に基づき、年間研修計画を定める。

2 所 管

教育公務員特例法第24条に基づき県教育委員会が実施する中堅教諭等資質向上研修は、県立総合教育センターが所管する。

3 研修期間

一年間とする。

4 対 象

中堅教諭等資質向上研修の対象となる教員（以下、「中堅教諭等資質向上研修教員」という。）は、中堅教諭等資質向上研修実施要項「2 対象」のとおりとする。

5 研 修

中堅教諭等資質向上研修教員は、教育委員会が作成する中堅教諭等資質向上研修に関する計画書（以下、「研修教員研修計画書」という。）に基づき、以下の研修を受けるものとする。

(1) 教育センター等研修

夏季・冬季の長期休業期間等に、教育センター等において実施する教科指導、生徒指導等に関する研修。

(2) 学校研修

課業期間に主として校内において実施する、授業実践を通じた授業研究や教材研究、特定課題研究等を通じた研修。

6 研修日数

(1) 教育センター等研修 年間10日

内訳：共通研修 2日

教科指導及び生徒指導等研修 8日

(2) 学校研修 年間18日

7 研修内容及び方法

(1) 教育センター等研修

ア 教育センター等研修の内容

下記の事項について、個々の教員の実態に応じて実施するものとする。

- ・ 教育理念
- ・ 教員としての心構え
- ・ 教科指導等
- ・ 生徒指導等
- ・ 情報教育、環境教育、産業教育、道德教育、人権教育等
- ・ 特別支援教育、発達障害等
- ・ 地域の文化財調査
- ・ その他必要な事項

イ 教育センター等研修の方法

下記の事項のいずれか、又はそのいくつかの組合せを行う等多様な方法で実施するものとする。

- ・ 研究協議
- ・ 演 習
- ・ 研究授業
- ・ 実技指導
- ・ 調 査
- ・ 講 義
- ・ その他

ウ 教育センター等研修における研修項目は別表Ⅰによるものとする。

エ 教育センター等研修は、県立総合教育センターが計画し、外部の連携機関等の協力を得て実施するものとする。

(2) 学校研修

ア 学校研修の内容

主として、下記の事項について、具体的な教育実践に即して行うものとする。その際、地域や学校の実態に配慮するものとする。

- ・ 教科指導
- ・ 特別の教科 道徳（道徳科）
- ・ 特別活動
- ・ 総合的な学習の時間
- ・ 外国語活動（小）
- ・ 生徒指導
- ・ 進路指導・キャリア教育
- ・ 特別支援教育
- ・ インクルーシブ教育システム
- ・ 人権教育
- ・ 学級（学年）経営
- ・ 特定課題研究
- ・ 学校安全
- ・ 地域、関係機関等による外部連携
- ・ 学校諸課題
- ・ その他必要な事項

イ 学校研修の方法

下記の事項のいずれか、または、いくつかの組合せを行う等多様な方法で行うものとする。

なお、この場合、授業研究指導を十分行うように配慮するものとする。

- ・ 授業研究
- ・ 公開授業
- ・ 研究協議
- ・ 演 習
- ・ 実技・実習
- ・ 講 義
- ・ そ の 他

ウ 学校研修における研修項目は別表Ⅱによるものとする。

エ 学校研修の実施記録を作成し、3年間保管するものとする。

8 留意事項

(1) 研修環境の整備

校長は、研修教員研修計画書に基づく研修が円滑に実施できるよう研修環境の整備に努めるものとする。

(2) 保護者や地域社会への啓発

校長は、中堅教諭等資質向上研修の実施に当たって、保護者や地域社会等の理解や協力が得られるよう十分に配慮するものとする。

中堅教諭等資質向上研修 教育センター等研修

会場：各所属校（非集合型研修）※養護・栄養と共催（午後一部小・中と共催）

開講式

共通研修 第1日

- 講義「教育公務員としての服務規律と不祥事の根絶」
- 講義「今、求められる道德教育」
- 講義・演習「中堅教諭としてのリフレクション（仮）」
- オリエンテーション

教科指導及び生徒指導等研修（8回）

第1日 会場：各所属校（非集合型研修）

- 講義・協議「特別支援学校のメンタルヘルス」
- 講義・協議「インクルーシブ教育システムの実現に向けて」
- 講義・協議「特別支援学校のセンター的機能について」

第2日 会場：県立総合教育センター

- 講義・演習「学校現場に活かすコーチング」
- 講義・演習「組織マネジメントの考え方・進め方」

第3日 会場：県立総合教育センター

- 講義・演習「教師のための人間関係づくり」
- 講義・演習「アサーション演習（講義を含む）」
- 演習「事例研究S方式」

第4日 会場：各所属校（非集合型研修）

- 講義・協議「主体的・対話的で深い学びの授業実践」
- 講義・協議「実態把握と自立活動について」
- 講義・協議「学校教育目標から個別の指導計画までをつなぐ」

第5日 会場：各所属校（非集合型研修）

- 講義「インクルーシブ教育システム構築のためのICTの活用」
- 講義・演習「特別支援学校におけるICT教育の実践」

第6日 会場：各所属校（非集合型研修）

- 講義・協議「学部間の学びをつなぐキャリア教育の推進について」
- 講義「コミュニティ・スクールについて」
- 講義・協議「社会に開かれた教育課程とコミュニティ・スクールの実際」

第7・第8日 会場：会場となる特別支援学校

- 会場校研修
- ・公開授業と研究協議 ・研究協議題目に基づく検証等

共通研修 第2日

- 講義「学校における人権教育」
- 講義「学校における教職員の働き方改革」
- 講義「決して特別ではない特別支援教育」
- 講義「ミドルリーダーへの期待」

閉講式

会場：各所属校（非集合型研修）※高校と共催

※新型コロナウイルスの感染症等の状況により、会場や、研修形態、実施順等が変更される場合があります。

中堅教諭等資質向上研修 学校研修（例）

分 野	日数	内 容
(1) 教科指導等		ア 授業研究 公開授業 ①教科担当者を対象 ②校内を対象 ③保護者等を対象 ④中堅教諭等資質向上研修者を対象 イ 指導計画の検討（学習指導案、評価、教材作成等） ウ 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善 エ 評価規準及び自己評価
(2) 生徒指導等		ア 組織的な生徒指導 イ 進路指導・キャリア教育
(3) 学級（学年）経営		ア 学級（学年）経営 ※チーム学校、保護者、家庭との連携を含む
(4) 特定課題研究		ア 調査研究 イ 発表 ※教員の意見や希望を生かし、自らの課題や適性、得意分野等 についての課題を、1年間かけて日々の実践に基づいて調査 ・研究する。
(5) 学校諸課題		ア 学校評価 イ 家庭・地域等への情報提供 ウ 喫緊の課題
(6) 地域等との 連携・協働		ア 地域との連携・協働 イ 関係機関との連携
(7) その他		

2 教育センター等研修 について

教育センター等研修日程（全10日間）

※表示は期日順。なお、表中のピンクは「共通研修」、黄は「教科指導及び生徒指導等研修」を示す。

種別		期日	会場	研修形態	研修内容等	指標 (P35 参照)
共通研修	第1日	6/14(火)	所属校 【非集合型】	共通 講義 講義 講義・演習 校種別	開講式 ※養護・栄養と共催（午後一部小・中と共催） 「教育公務員としての服務規律と不祥事の根絶」 「今、求められる道徳教育」 「中堅教諭としてのリフレクション（仮）」 オリエンテーション（校種職種別）	★ ★ ★, L3 A3, B3, C3 D3, K3
教科指導及び生徒指導等研修	第1回	7/25(月)	所属校 【非集合型】	講義・協議 講義・協議 講義・協議	「特別支援学校のメンタルヘルス」 「インクルーシブ教育システムの実現に向けて」 「特別支援学校のセンター的機能について」	★ J3 ★
	第2回	7/29(金)	総合教育 センター	講義・演習 講義・協議	「学校現場に活かすコーチング」 「組織マネジメントの考え方・進め方」SWOT分析	★, B3 D3, K3
	第3回	8/5(金)	総合教育 センター	講義・演習 講義・演習 演習	「教師のための人間関係づくり」 「アサーション演習（講義を含む）」 「事例研究S方式」	H3, I3 H3, I3 H3, I3
	第4回	8/10(水)	所属校 【非集合型】	講義・協議 講義・協議 講義・協議	「主体的・対話的で深い学びの授業実践」 「実態把握と自立活動について」 「学校教育目標から個別の指導計画までをつなぐ」	A3, G3 A3, G3 A3, G3
	第5回	8/22(月)	所属校 【非集合型】	講義 講義・演習	「インクルーシブ教育システム構築のためのICTの活用」 「特別支援学校におけるICT教育の実践」	A3, B3 A3, B3 C3, D3
	第6回	8/26(金)	所属校 【非集合型】	講義・協議 講義 講義・協議	「学部間の学びをつなぐキャリア教育の推進について」 「コミュニティ・スクールについて」 「社会に開かれた教育課程とコミュニティ・スクールの実践」	A3, J3 J3, K3 A3, J3, K3
	第7回	9月～ 11月	会場となる 各特別支援 学校	公開授業 研究・協議等	<会場校研修：前期> 公開授業と研究協議 研究協議題目に基づく検証等	B3, C3
	第8回	9月～ 11月	会場となる 各特別支援 学校	公開授業 研究・協議等	<会場校研修：後期> 公開授業と研究協議 研究協議題目に基づく検証等	B3, C3
共通研修	第2日	1/23(月)	所属校 【非集合型】	講義 講義 講義 講義 共通	「学校における人権教育」 「学校における教職員の働き方改革」 「決して特別ではない特別支援教育」 「ミドルリーダーへの期待」 閉講式 ※高校と共催	★ ★ G3 D3, K3 ★

■ 指標について ■ (P35 参照)

★：埼玉県の教員として持ち続けてほしい素養

A：指導計画

B：授業・指導の実践

C：授業改善

D：学級経営

G：特別な配慮を必要とする生徒等への対応

H：カウンセリング・教育相談

I：生徒等の問題行動への対応

J：外部連携

K：運営参画

L：学校安全

*「3」は第3ステージのことで「進化・中核期」を意味している。自身の専門性を深め、学校の中核的存在としての力を発揮することが期待される。

共通研修（２日間）

1 目 的

校種によらず共通する教育課題についての研修を深め、教職に対する専門性を高めるとともに、中堅教員としての指導力の向上を図る。

2 研修日程と概要

＜第１日＞【養護・栄養と共催（午後一部小・中と共催）】

会場：所属校【非集合型研修】 AM:オンデマンド研修*1 PM:オンライン研修*2

回	日 時	時程詳細	形態	研 修 内 容 等
第一日	6/14(火) 9:15～16:30	8:45～ 9:15	連絡	受付
		9:15～ 9:25		諸連絡等
		9:25～ 9:35	講義	開講式
		9:35～10:35		「教育公務員としての服務規律と不祥事の根絶」 講師：県立学校人事課
		10:50～12:00	講義	「今、求められる道徳教育」 講師：総合教育センター指導主事
		13:00～13:30	準備	午後受付 接続準備
		13:30～15:45	講義 演習	「中堅教諭としてのリフレクション（仮）」 講師：外部講師を予定
		16:00～16:30	連絡	校種別オリエンテーション
		16:30～		振り返り入力

*1 オンデマンド研修とは、受講者が動画や資料を活用し各自、指示された時間に研修を実施すること。

*2 オンライン研修とは、ZOOM等のWeb会議システムを使用し、オンラインで研修を受講すること。

＜第２日＞【高校と共催】

会場：所属校【非集合型研修】 終日：オンライン研修

回	日 時	時程詳細	形態	研 修 内 容 等
第二日	1/23(月) 9:15～16:30	8:45～ 9:15	連絡	受付
		9:15～ 9:30		諸連絡
		9:30～10:30	講義	「学校における人権教育」 講師：人権教育課
		10:45～11:45	講義	「学校における教職員の働き方改革」 講師：県立学校人事課
		11:50～12:15	連絡	諸連絡（国際理解教育支援プログラム紹介等）
		13:15～14:15	講義	「決して特別ではない特別支援教育」 講師：特別支援教育課
		14:30～16:00	講義	「ミドルリーダーへの期待」 講師：本県教育関係者
		16:05～16:20		閉講式
		16:20～16:30	連絡	諸連絡等
		16:30～		振り返り入力

○準備するもの：□パソコン等機器（カメラ・マイクあり） □教室等受講場所 □筆記用具

□ダウンロード資料 □手引 □QRコードが読み取れる端末

※出席確認は印章による押印からQRコードを読み取り、情報を入力・送信するオンライン化になりました。

○各講義、演習等の実施日時・実施順及び、会場（研修形態）等、変更する場合があります。

○当日の詳細や資料については、特別支援学校年次研修情報サイトで確認してください。

教科指導及び生徒指導等研修（８日間）

１ 目 的

教科、領域等の専門性豊かな教員を目指し、教科指導における実践的指導力の向上を図るとともに、中堅教諭として学年・学級経営の充実に資する生徒指導の力量の向上を図る。

２ 研修の会場、期日及び内容等

回	日 時	会場・受付時刻	形 態	研 修 内 容 等
1	7/25(月) 9:15～ 16:30	所属校 (受付9:00～) 【非集合型】	講義・協議 講義・協議 講義・協議	「特別支援学校教員のメンタルヘルス」 講師：教育総務部福利課 「インクルーシブ教育システムの実現に向けて」 講師：特別支援教育課 「特別支援学校のセンター的機能について」 講師：特別支援教育課
2	7/29(金) 9:15～ 16:30	総合教育センター (受付9:00～) 【集合型】	講義・協議 講義・演習	「学校現場に活かすコーチング」 講師：外部講師 「組織マネジメントの考え方・進め方」SWOT分析 講師：総合教育センター特別支援教育担当等
3	8/5(金) 9:15～ 16:30	総合教育センター (受付9:00～) 【非集合型】	講義・演習 講義・演習 演習	「教師のための人間関係づくり」 講師：総合教育センター指導相談担当等 「アサーション演習（含む講義）」 「事例研究S方式」 講師・演習指導・助言者：公立学校教諭等
4	8/10(水) 9:15～ 16:30	所属校 (受付9:00～) 【非集合型】	講義・協議 講義・協議 講義・協議	「主体的・対話的で深い学びの授業実践」 講師：公立学校教諭等 「実態把握と自立活動について」 講師：公立学校教諭等 「学校教育目標から個別の指導計画までをつなぐ」 講師：公立学校管理職等
5	8/22(月) 9:15～ 16:30	所属校 (受付9:00～) 【非集合型】	講 義 講義・演習	「インクルーシブ教育システム構築のためのICTの活用」 講師：外部講師 「特別支援学校におけるICT教育の実践」 講師：総合教育センター企画調整担当 公立学校教諭等
6	8/26(金) 9:15～ 16:30	所属校 (受付9:00～) 【非集合型】	講義・協議 講 義 講義・協議	「学部間の学びをつなぐキャリア教育の推進について」 講師：公立学校教諭等 「コミュニティ・スクールについて」 講師：県立学校人事課 「社会に開かれた教育課程とコミュニティ・スクールの実際」 講師：総合教育センター特別支援教育担当等
7 8	9月末～ 11月下旬 9:15～ 16:30	会場となる 各特別支援学校 (受付9:00～)	公開授業 研究協議等	<会場校等研修> ・公開授業と研究協議 ・研究協議題目に基づく協議・検証

○各講義、演習等の実施日時・実施順及び、会場（研修形態）等、変更される場合があります。

3 講師及び指導助言者

学識経験者、民間企業、公立学校の校長・教頭・主幹教諭・教諭・養護教諭、県教育局及び総合教育センター指導主事等

4 持ち物・準備するもの

【総合教育センターで実施する集合型研修】

- ☐ 筆記用具 ☐ 手引 ☐ ダウンロード資料 ☐ 名札 ☐ 昼食 ☐ QRコードが読み取れる端末
- ☐ その他各研修で必要なもの

【非集合型研修】

- ☐ パソコン等機器（カメラ・マイクあり） ☐ 教室等受講場所 ☐ 筆記用具 ☐ 手引 ☐ ダウンロード資料
- ☐ QRコードが読み取れる端末 ☐ その他各研修で必要なもの

【会場校研修】

- ☐ 筆記用具 ☐ 手引 ☐ ダウンロード資料 ☐ 名札 ☐ 昼食 ☐ QRコードが読み取れる端末
- ☐ 上履き ☐ その他各研修で必要なもの

教科指導及び生徒指導等研修第7日・第8日 会場校研修について

1 目的

会場校研修を通して、教科等の指導上及び学校運営への参画について研修し、教科指導及び生徒指導等研修のまとめを行い、教員としての実践的指導力の向上を図る。

2 会場となる学校（以下「会場校」という。）

研修を円滑かつ効果的に実施するため、研修教員の所属校の中から選定する。

3 公開授業者

公開授業は、会場校の中堅教諭等資質向上研修該当者が行うものとする。

4 会場校研修の実施期日及び研修日程・内容

(1)会場校及び実施期日

研修種	会場校	期日
教科指導及び 生徒指導等研修⑦ 【前期】	越谷西特別支援学校	9月12日（月）
	所沢おおぞら特別支援学校	9月20日（火）
	深谷はばたき特別支援学校	9月27日（火）
教科指導及び 生徒指導等研修⑧ 【後期】	和光南特別支援学校	10月18日（火）
	越谷特別支援学校	10月31日（月）
	熊谷特別支援学校	11月7日（月）

(2)研修日程・内容

ア 日程

- ・受付 9:00～ 9:15
- ・開会 9:15～ 9:30
- ・研修 9:30～12:00
- 13:00～16:20
- ・閉会 16:20～16:30

※ 日程の詳細は、当日配付の日程表による。（ただし、閉会時刻は全会場共通）

イ 内容

- ・開会行事
- ・研究協議題に基づく研究協議
- ・公開授業と研究協議
- ・閉会行事

※ 研究協議の進め方は、提案、研究協議、指導助言を標準とする。

5 指導・助言者

特別支援学校主幹教諭、教諭、県立総合教育センター特別支援教育担当指導主事等

6 会場校研修の選択について

会場校研修は、上記6会場校のうち、前期、後期の中からそれぞれ1校ずつ選択し、2つの会場校に参加する。会場校の学校の教育目標、運営方針、特色ある取組等について各自で確認し、会場校の希望を選択すること。

会場校の希望は事前に調査を行い、人数調整をするが、人数によって希望通りにいかない場合もある。

7 研修当日に持参するもの

上履き、筆記用具、名札、手引、ダウンロード資料、協議に必要なもの、昼食、QRコードが読み取れる端末、その他各研修で必要なもの。

8 その他

来校時には、公共交通機関を使用すること。

新型コロナウイルス感染症等の状況により、研修形態を変更する場合があります。

教科指導及び生徒指導等研修に係る事前レポートの作成について

特別支援学校中堅教諭等資質向上研修では、事前のレポートを基に協議を行います。下記の事前レポートを作成し、期限までに提出をすること。

1 レポート題目「組織マネジメントの考え方・進め方」

2 レポートの作成及び提出

(1) 様式

ア 用紙：A4判、縦長、横書き、両面1枚を原則とする

イ 文字：12ポイント、40字×40行程度

ウ 内容：下記参照

(2) 提出期限・提出先

ア 提出期限：6月24日（金）

イ 提出先：研修情報サイト

<https://ecsweb.center.spec.ed.jp/tokushinennjikenn/>

「R4（特）中堅教諭等資質向上研修の提出キャビネット」内に提出する。

*ログインID・パスワード及び受講番号は決まり次第各学校に発出します。

受講番号	所属校名	氏名	所属学部等
------	------	----	-------

「組織マネジメントの考え方・進め方」

1 学校概要（学校教育目標、目指す学校像、学部目標、学級目標）

2 自校の分析

学校教育目標を達成するために、自校の強み等を把握します。

【内部環境】		【外部環境】	
強み (Strength)		機会 (Opportunity)	
・		・	
・		・	
弱み (Weakness)		脅威 (Threat)	
・		・	
・		・	

外部環境の
長所を記入

外部環境の
課題を記入

*内部環境としての要素

→児童生徒、教職員、PTA、生徒会、部活動、校舎・グラウンド、体育施設、教育課程、伝統・校風

*外部環境としての要素

→保護者、地域住民、地域施設、小中学校、高等学校、地域産業、歴史文化、自然風土、地域の環境等

3 考察

<突破口>

<問題点>

<今後必要なこと>

*参考資料

独立行政法人教職員支援機構 NITS

校内研修シリーズ No101「学校の内外環境の分析と特色づくり」

https://www.youtube.com/watch?v=DVUZVub7_y4&t=607s



教育センター等 研修の受講に当たって

1 全般的な事項について

- (1) 事前に、県立総合教育センターホームページ内「研修用情報サイト」（以下、情報サイト）で連絡事項を確認の上、資料等があれば各自ダウンロードし、研修日当日に準備してください。

情報サイト用のログインID、パスワードは、5月中旬までに発出される「令和4年度特別支援学校中堅教諭等資質向上研修における確認事項について（通知）」の別紙添付資料「受講者名簿」に記載されています。通知を確認後、ログインできるか確認してください。

パスワードは、共通研修第1日（6月14日）以降に必ず各自で変更してください。

*共通研修第1日までは、事務的作業があるためパスワードの変更はしないでください。

情報サイトURL <https://ecsweb.center.spec.ed.jp/tokushinennjikenn/>

ログインID（ ）パスワード（ ）受講番号（ ）

*ログインID・パスワード・受講番号は重要な情報です。各自で管理してください。

- (2) 本研修（全10日）に係る開催通知等の文書は、発出しません。本手引や情報サイトにより、開催期日等を確認の上、各研修へ参加してください。
- (3) 研修への参加は、交通事故の未然防止及び近隣住民への配慮のため、原則として公共交通機関を利用してください。
- (4) 集合型研修時は、「学校名・氏名」が明記された名札を各自が用意し、着用してください。
※所属校で使用しているもので構いません。
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための受講時の留意事項については、通知文書やホームページ及び、情報サイトに掲載された最新の情報を参照してください。

2 集合型研修について（県立総合教育センター（行田本所）で実施する場合）

- (1) 受講者の受付は、原則として講堂棟（正門を入った正面にある建物）大研修室前のロビーで行います。来所の際は、講堂棟入口より入ってください。
※正門から講堂棟入口までは、バスの往来があり危険ですので、歩道を通ってください。
- (2) お弁当等、各自が持ち込んだゴミはお持ち帰りください。
- (3) 大研修室、情報研修室は飲食禁止、体育館・アリーナは食事禁止（水分補給は可）です。
- (4) 敷地内は全面禁煙です。また、行田市は路上喫煙も禁止されています。

3 非集合型研修について

- (1) 当日使用する機器と場所の準備を事前に行ってください。
- (2) 講義の中で、講師が考えを尋ねる場面や受講者同士で協議をする場面があります。必ず、マイク・カメラのある機器で受講してください。
- (3) 共通研修（6月・1月）については授業日のため1人1台の機材と場所の確保が難しい場合、管理職をとおして総合教育センター担当まで事前に連絡してください。

- (4) 朝の受付は、情報サイトに当日掲載する「受付フォーム」への入力と、「オンラインへの接続による氏名表示」の両方を行ってください。
- (5) 研修時の講義動画等の視聴は原則として、予定時間内に実施してください。
- (6) 研修の振り返りは情報サイトに当日掲載する「振り返りフォーム」へ入力し、勤務時間内に送信を済ませてください。
- (7) 研修終了後、振り返りの入力や機材の片付けを終えたら、管理職へ研修終了の旨を報告してください。

4 欠席（遅刻・早退）等の連絡および各届の提出について

中堅教諭等資質向上研修は、法定研修です。全日程の出席を原則とします。

やむを得ない理由で欠席、遅刻、早退する場合は、所属長から連絡してください。

- (1) 欠席（遅刻・早退）の連絡について

【事情により事前に研修を欠席（遅刻・早退）する場合】

- ①所属長は県立総合教育センター特別支援教育担当へ連絡・協議
(特別支援教育課も含め、事前協議が必要になります。)
- ②協議を終えたのち、所属長が「欠席（遅刻・早退）届」を作成し、総合教育センターへ電子メールまたは郵送（公印省略）

【研修日当日に病気等でやむをえず欠席（遅刻・早退）する場合】

- ①所属長は県立総合教育センター特別支援教育担当へ電話連絡
- ②所属長が「欠席（遅刻・早退）届」を作成し、総合教育センターへ電子メールまたは郵送（公印省略）

- (2) 欠席（遅刻・早退）等の連絡先・各届の提出先

電話連絡先：048-556-3370 特別支援教育担当（直通）

各届提出先：電子メール [p7412215@pref.saitama.lg.jp]

郵送先住所 〒361-0021 行田市富士見町2-24 （特別支援教育担当宛）

- (3) 欠席（遅刻・早退）届の様式（P26）のダウンロード方法

[総合教育センターホームページ内「研修」→「年次研修」→「R04 年次経験者研修手引」→「特別支援学校」→「特別支援学校中堅教諭等資質向上研修」](#)からダウンロードできます。

※特別支援学校中堅教諭等資質向上研修の情報サイト内からもダウンロードできます。

5 緊急時等の連絡について

- (1) 緊急事態における研修会の中止、変更等については、対応が決定次第、県立総合教育センターより文書並びに、ホームページ及び情報サイトに連絡します。
- (2) 台風等、自然災害の影響による中止等の連絡は、研修日の前日の午後1時を目安として、県立総合教育センターのホームページに掲載します。[<https://www.center.spec.ed.jp/>]

6 本研修に係る問い合わせについて

埼玉県立総合教育センター

特別支援教育担当（中堅教諭等資質向上研修担当） TEL 048-556-3370（直通）

3 学校研修について

学校研修に当たって

1 全般的な事項について

(1) 「実施要項細則」(P 7 参照) のとおり、年間研修計画及び学校研修計画に基づいて、研修を実施してください。

① 1 日 3 時間程度、年間 1 8 日程度です。[例：3 時間×1 8 日=5 4 時間（程度）]

② 以下に、示した【学校研修の内容（例）】を参考にして、研修を実施してください。

【学校研修の内容（例）】

項目	おもな内容の例
ア 教科指導等	(ア) 授業研究（公開授業等） [対象] 校内教職員、保護者等、中堅教諭等資質向上研修受講者 (イ) 指導計画の検討（学習指導案、評価、教材作成等） (ウ) 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善 (エ) 評価規準及び自己評価
イ 生徒指導等	(ア) 組織的な生徒指導 (イ) 進路指導・キャリア教育
ウ 学級(学年)経営	(ア) 学級（学年）経営 ※ チーム学校、保護者、家庭との連携を含む
エ 特定課題研究	(ア) 調査研究 (イ) 発表 ※ 教員の意見や希望を生かし、自らの課題や適性、得意分野等についての課題を、1 年間かけて日々の実践に基づいて調査・研究する。
オ 学校諸課題	(ア) 学校評価 (イ) 家庭・地域等への情報提供 (ウ) 喫緊の課題
カ 地域等との連携・協働	(ア) 地域との連携・協働 (イ) 関係機関との連携
キ その他	

2 留意事項について

(1) 学校研修を充実させるために以下に留意して、研修を進めてください。

① 機関研修で学んだ内容を踏まえて、自己の課題研究をより深める。

② 機関研修の内容を各学校での校内研修等で活用し、校内に広める。

③ 学校研修の研修体制を整理する。

(例) ・研修で学んだ内容を蓄積して、自己評価等に生かす。

- ・学校内研修（全体・分掌・学部・学級等）で、研修で学んだ内容を伝え、情報交換を行う。
- ・通年で研修チームを編成し、相互に授業参観や授業研究を行う際の中心役を担う。
- ・学校内の他の年次研修（初任研・5 年研・2 0 年研）の受講者と研修で学んだ内容について、情報交換を行う。
- ・同校種及び、所屬地域の異校種との情報交換を行う。 等

(2) 学校研修の開始と終了については、管理職へ報告してください。

(3) 研修で使用する機器や場所を準備する等、環境の整備に努めてください。

学校研修日程

－「研修教員研修計画書」及び「研修教員研修報告書」－

1 学校研修日程について

- (1) 学校研修の時間・日数は、1日3時間程度、年間18日間です。
(P7「中堅教諭等資質向上研修実施要項細則」 4 研修日数 (2)学校研修 イ 参照)

2 学校研修計画について

- (1) **【様式2】研修教員研修計画書**を使用し、実施要項細則（P7～P8）に掲載のとおり、年間研修計画（P9～P10）を基に、年度当初に管理職と相談の上、作成・提出してください。
- (2) 様式の記入枠が足りない場合は、枠を増やし使用してください。
- (3) 各学校で作成・提出した下の「**【様式2】研修教員研修計画書**」に基づき、計画的に研修を実施してください。

【例】学校研修計画（**【様式2】研修教員研修計画書**より一部抜粋）

回	月	日	曜	研 修 内 容	実 施 予 定 時 数	学校研修の指導者 ※該当欄に○印を記入					備 考 指導者が「左記以外」の場合、記入
						校 長	教 頭	主 幹 教 諭	教 務 主 任	左 記 以 外	
1	4	20	水	中堅教諭として（心構え等）	3	○					
2											
3											
16											
17											
18											

講義等の時間だけでなく、振り返りの時間や、学校研修記録用紙の記入時間も含めます。

様式の枠は18回分しかありません。
枠が足りない場合は、枠を増やして記入してください。

3 学校研修報告について

- (1) **【様式3】研修教員研修報告書**を使用し、作成・提出してください。計画書と別の様式になりますので御注意ください。
- (2) 学校研修の時間・日数は、1の(1)の通りです。
- (3) 教科指導及び生徒指導等研修の課題（レポート等）の作成に係る時間を最大3時間（1回分）まで計上することができます。

【例】学校研修計画（「【様式3】研修教員研修報告書」より一部抜粋）

回	月	日	曜	研 修 内 容	実 施 時 数	学校研修の指導者 ※該当欄に○印を記入					備 考
						校 長	教 頭	主 幹 教 諭	教 務 主 任	左 記 以 外	
1	4	20	水	中堅教員	3	○					
2	5	9	月	事前レポート作成	3		○	○			
16	11	11	金	キャリア教育について	2					○	進路指導主事
17											
18											
年間実施時数（ H ）											

作成に当たり、指導していただいた場合は該当者に○をつけてください。

実施時数を合計し、記入してください。
提出の前に再度「実施要項細則」の学校研修の日数・時間を確認してください。

4 確認事項

- (1) 「【様式2】研修教員研修計画書」及び「【様式3】研修教員研修報告書」は、令和4年3月に発出した文書（令和4年3月2日付 教特第642号）の別添資料として、各学校に（市立特別支援学校については、各教育事務所、各市町村教育委員会を通じて）送付してあります。
- (2) 令和4年度から学校研修の年間研修日数が「18日」となっています。また、「【様式2】研修教員研修計画書」及び「【様式3】研修教員研修報告書」は昨年度までの様式と異なりますので御注意ください。

5 研修教員研修計画書・報告書の提出について

- (1) 提出の際は、必ず管理職の指導を受けて確認の上、提出してください。
- (2) 提出締切及び提出場所・方法についてはP32の「提出書類一覧」を確認し、提出してください。

特別支援学校 中堅教諭等資質向上研修 学校研修記録用紙

学校名	氏名	所属学部等	実施日	研修回
□□□特別支援学校	〇〇 〇〇	△△部	令和 年 月 日()	第 回

学校研修の内容	学校研修の方法	指導者	備考
7 進路指導・キャリア教育	6 講義	その他（備考へ入力）	進路指導主任

記録者氏名

学校研修の内容

プルダウンより以下を選択できます。

- 1 教科指導
- 2 特別の教科 道徳
- 3 特別活動
- 4 総合的な学習（探究）の時間
- 5 外国語活動
- 6 生徒指導
- 7 進路指導・キャリア教育
- 8 特別支援教育
- 9 インクルーシブ教育システム
- 10 人権教育
- 11 学級（学年）経営
- 12 特定課題研究
- 13 学校安全
- 14 地域、関係諸機関との協働・連携
- 15 学校諸課題
- 16 その他必要な事項

選択できます。

- 1 授業研究
- 2 公開授業
- 3 研究協議
- 4 演習
- 5 実技・実習
- 6 講義
- 7 その他

選択できます。

校長
教頭
主幹教諭
教務主任・学年主任

本様式は総合教育センターホームページ
「研修」

→「年次研修」

→「R04 年次経験者研修手引」

→「特別支援学校」

からダウンロードすることができます。

【注意】

- ・ この様式は、「学校研修」における記録用紙の参考様式です。
- ・ 提出は求めませんが、学校研修の記録として作成し、各学校で3年間保存してください。
* 使用した研修資料等も綴る。

特定課題等研究について

1 目的

中堅教諭等資質向上研修の受講者各自が特定のテーマを設定し、一年間を通して研究を行うことで、特別支援教育に係る専門性の向上を目指す。

2 内容及び方法

(1) 内容

- ・学習指導や生徒指導及び特別支援教育全般に関する事項。または学校内の組織運営に関する事項。

(2) 方法

- ・日頃の学習指導等に係る実践研究を通して、総合教育センター研修における教科指導等研修等も参考としながら一年間を通して行う。

3 提出について

(3) 計画書【様式4】（P31）

- ・表題の計画書を で囲み、学校名から研修計画までを記入する。

提出締切：令和4年5月31日（火）

提出先：埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長宛

(4) 報告書【様式4】（P31）

- ・表題の報告書を で囲み、学校名から備考まで記入し提出する。

提出締切：令和5年2月28日（火）

提出先：県立総合教育センター特別支援教育担当宛

* 計画書の見直しがあれば書き直して提出すること。

4 作成について

- (1) 内容は、具体的に平易に表現する。
- (2) 1文字は12ポイントとし、A4判1ページの目安を全角38字×45行とする。
- (3) A4判5枚以内にまとめること。（2ページ以上になる場合は両面印刷とする）なお、この形に限らず1年間の研究活動の様子がわかる報告資料等も可とする。
- (4) 写真、図版等は、文中に入れること。
- (5) 資料等の出典、年度等を示すこと。
- (6) 見出し符号は次の順とする。

（表記例）

1 ×

× (1)

× × ア ×

× × × (ア) ×

× × × × a ×

× × × × × (a) ×

（注：×はスペースを示す。）

4 その他

令和 第 年 月 日 号

(宛先)

県立総合教育センター所長

【 担当扱 】

学 校 （ 園 ） 名

校 （ 園 ） 長 名

(公印省略)

電 話 番 号

F A X 番 号

(〒) 所 在 地

研修会 (☐ 欠席 ・ ☐ 遅刻 ・ ☐ 早退 ・ ☐ 期日変更) 届

(職名)

(氏名)

本校

[整理番号又は受講者 I D *

]は、

下記のとおり研修会を (☐ 欠席 ・ ☐ 遅刻 ・ ☐ 早退 ・ ☐ 期日変更) しますので、お届けします。

記

研 修 会 名	※ (コース・分科会名 :) (組 班)
研 修 日	令和 年 月 日 () 第 日
理 由 等	変更後 令和 年 月 日 ()

- * : 整理番号又は受講者 I D がある場合に記入する。
- (欠席・遅刻・早退・期日変更) は該当する ☐ を塗りつぶす。また、期日変更の場合、「理由等」の欄に変更後の期日を併せて記入する。
- コース、分科会及び組・班等のある場合は、※ () 内に記入する。
- 電子メールの場合、件名を「〇〇研修会〇〇届〇〇学校」とする。
- 郵送の場合、封筒の表に「〇〇研修会〇〇届在中」と朱書する。

【様式2】令和4年度中堅教諭等資質向上研修 研修教員研修計画書（案）

学校名	対象者氏名	所属学部等	(作成年月日) 令和 年 月 日 (校長名)
-----	-------	-------	---------------------------

1 教育センター等研修計画

令和4年度 中堅教諭等資質向上研修年間研修計画 別表Iのとおり

2 学校研修計画

回	月	日	曜	研 修 内 容	実 施 予 定 時 数	学校研修の指導者 ※該当欄に○印を記入					備 考 指導者が「左記以外」 の場合、記入
						校 長	教 頭	主 幹 教 諭	学 部 主 事	左 記 以 外	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

回	月	日	曜	研 修 内 容	実 施 予 定 時 数	学校研修の指導者 ※該当欄に○印を記入					備 考 指導者が「左記以外」 の場合、記入
						校 長	教 頭	主 幹 教 諭	学 部 主 事	左 記 以 外	
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											

上記を研修教員研修計画書として決定します。

令和 年 月 日

【注】

- 1 学校が県教育委員会へ提出する際は、「計画（案）」として提出してください。
- 2 研修内容の欄は、【別表Ⅱ】「中堅教諭等資質向上研修学校研修（例）」に基づき簡潔に記入。
- 3 学校研修の指導者欄で、主幹教諭でない教務主任等は「左記以外」に○とし、主任名（分掌名）を備考欄に記入。

【様式3】令和4年度中堅教諭等資質向上研修 研修教員研修報告書

学校名	対象者氏名	所属学部等	(報告年月日) 令和 年 月 日 (校長名)
-----	-------	-------	---------------------------

1 教育センター等研修報告

令和4年度 中堅教諭等資質向上研修年間研修計画 別表Iのとおり

2 学校研修報告

回	月	日	曜	研 修 内 容	実 施 時 数	学校研修の指導者 ※該当欄に○印を記入					備 考 指導者が「左記以外」 の場合、記入
						校 長	教 頭	主 幹 教 諭	学 部 主 事	左 記 以 外	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

回	月	日	曜	研 修 内 容	実 施 時 数	学校研修の指導者 ※該当欄に○印を記入					備 考 指導者が「左記以外」 の場合、記入
						校 長	教 頭	主 幹 教 諭	学 部 主 事	左 記 以 外	
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
年間実施時数（H）											

【注】

- 1 学校研修の時間・日数は、1日3時間程度、年間18日間です。報告の際、再度条件を満たしているか確認してください。
- 2 実施時数の欄は、実施した時数を記入してください。
- 3 教科指導及び生徒指導等研修の課題（レポート等）の作成に係る時間を最大3時間（1回分）まで計上することができます。

中堅教諭等資質向上研修 特定課題研究 **計画書** 報告書

学校名	氏名	所属学部等	作成年月日
〇〇〇〇特別支援学校	□□ □□	△△部	令和 年 月 日

研 究 課 題
課題設定の理由
研 修 計 画

研 究 の 成 果
今 後 の 課 題
本様式は総合教育センターホームページ 「研修」 →「年次研修」 →「R04 年次経験者研修手引」 →「特別支援学校」 からダウンロードすることができます。
備考（参考文献等を記すこと）

提出書類等一覧

1 特別支援教育課宛て

	提出書類	提出方法	提出日・〆切
1	研修教員研修計画書【様式2】 P27	郵送	5月31日（火）
2	特定課題研究計画書【様式4】 P31		
3	評価案【様式1-1】または【様式1-2】 *所属長が作成します。		

*上記1・2・3をまとめて郵送にて提出すること。複数受講者がいる場合は、学校で一つにまとめて提出すること。

【提出先】

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長
(中堅教諭等資質向上研修担当扱い)

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1



埼玉県マスコット「コバトン」

2 総合教育センター宛て

	提出書類	提出方法	提出日・〆切
1	事前レポート (7/29 教科指導及び生徒指導等研修) 「組織マネジメントの考え方・進め方」 P18	情報サイトへ電子データを保存	6月24日（金）
2	研修教員研修報告書【様式3】 P29	郵送	令和5年 2月28日（火）
3	特定課題研究報告書【様式4】 P31		

*上記2・3は、まとめて郵送にて提出すること。複数受講者がいる場合は、学校で一つにまとめて提出すること。

【提出先】

県立総合教育センター特別支援教育担当
(中堅教諭等資質向上研修担当)

〒361-0021 埼玉県行田市富士見町 2-24



埼玉県マスコット「コバトン」

表紙作品（令和3年度夢ネット子供ギャラリーより）



「ワタシ ノ センス」
日高特別支援学校
中学部3年
個人作品



「深縹(こきはなだ)」
毛呂山特別支援学校
高等部2年
個人作品



「シーブラスのランタン」
草加かがやき特別支援学校
草加分校高等部2年
個人作品



「春（書き初め）」
川島ひばりが丘
特別支援学校
訪問教育部中学部2年
個人作品

アクセス & マップ

県立総合教育センター（行田本所）

〒361-0021 行田市富士見町 2-24

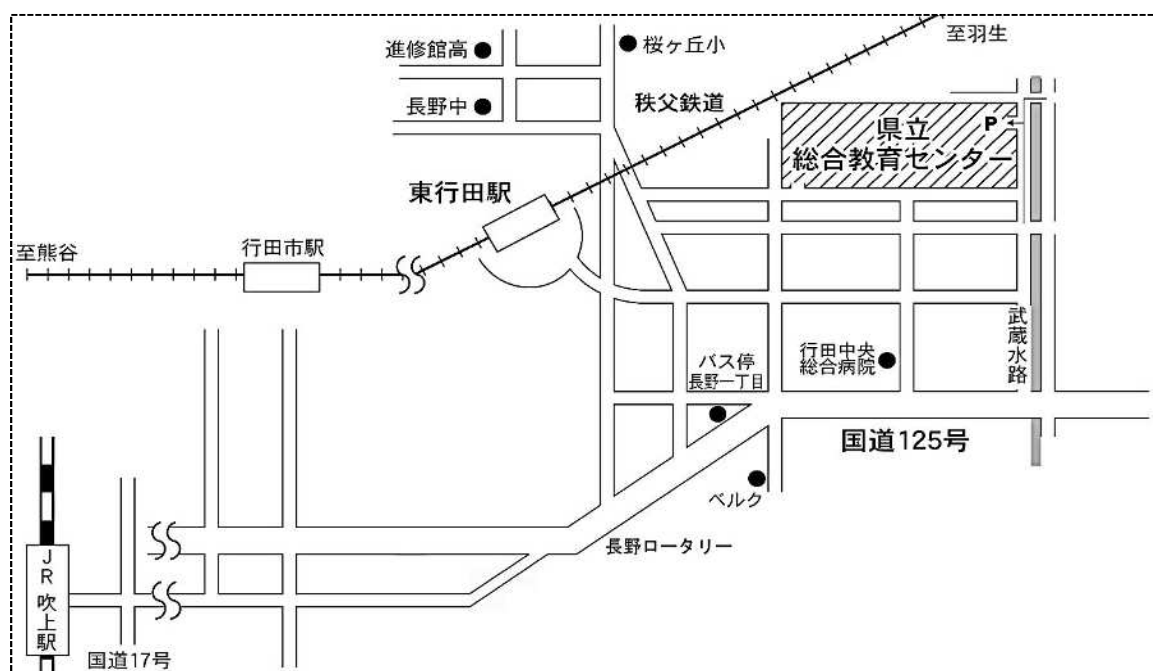
電話 048-556-3370（特別支援教育担当直通）

■ 秩父鉄道 東行田駅 徒歩約10分

■ JR高崎線 吹上駅（北口） 朝日バス

「総合教育センター」行 約23分 【終点】下車

「行田折返し場」「工業団地」行 約22分 【長野1丁目】下車 徒歩4分



教員等の資質向上に関する 巻末資料

ライフステージに応じた資質向上を目指して

各年次研修では、みなさんが将来の目指すべき姿やその実現のために身に付けたい能力・経験等を整理し、主体的にキャリアプランを考える機会となります。

これは、皆さんが研修を受講するに当たって研修前や研修後の自分の位置（ステージ）を確認するためのシートです。見通しをもって研修に取り組み、自身の資質を向上させてください。研修の開始前に以下の１・２を記入し、終了後に１・３を記入してください。

１ 「教員等の資質向上に関する指標」項目ごとの自己評価

※★は「◎・○・△」を記入、A～Lは自分の位置するステージの数字を記入

記号	項目 ※各項目の具体的な内容は「教員等の資質向上に関する指標」参照	研修前	研修後
		() 月	() 月
★	【埼玉県の教員として持ち続けてほしい素養】		
A	【指導計画】		
B	【授業・指導の実践】		
C	【授業改善】		
D	【学級経営】		
G	【特別な配慮を必要とする生徒等への対応】		
H	【カウンセリング・教育相談】		
I	【生徒等の問題行動への対応】		
J	【外部連携】		
K	【運営参画】		
L	【学校安全】		

２ 研修開始時点の現在地

これまでに重視してきた項目の記号			特に力を入れたい項目の記号		
------------------	--	--	---------------	--	--

３ 研修終了時の現在地

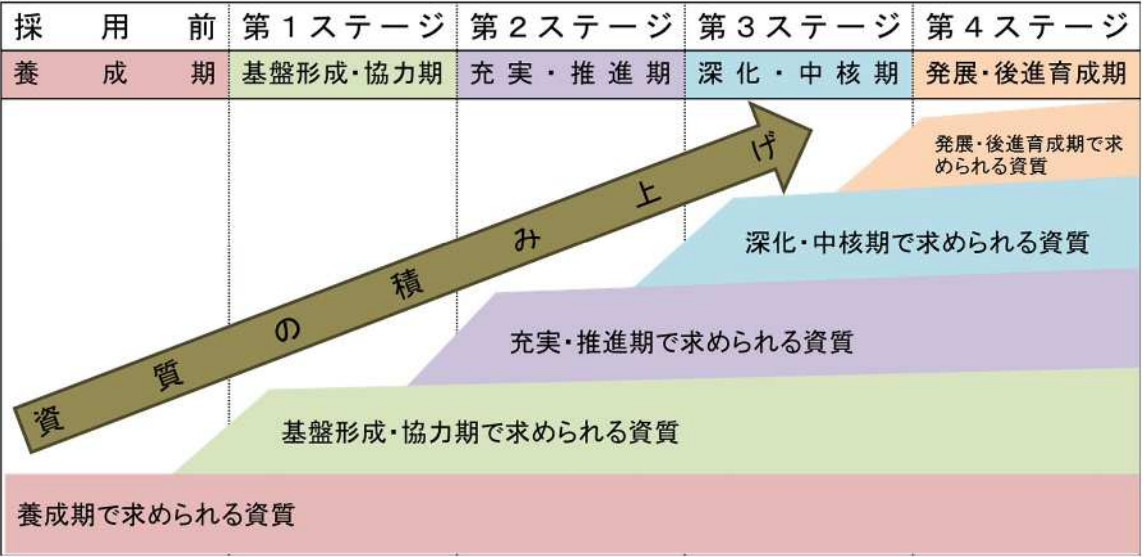
身に付いたと思う項目の記号			今後力を入れたい項目の記号		
---------------	--	--	---------------	--	--

教員等の資質向上に関する指標【教諭】						埼玉県教育委員会
ステージ	説明	採用前	第１ステージ	第２ステージ	第３ステージ	第４ステージ
		養成期	基盤形成・協力期	充実・推進期	深化・中核期	発展・後進育成期
		教員としての基本的な知識を学ぶとともに、自ら課題を発見して解決する姿勢を身に付ける。	教員として必要な事項について幅広く学び、基盤を固め、協力して取り組む。	経験を基に、資質を充実させ、幅広い視野を持ち、チームとしての取組を推進する。	自身の専門性を深め、学校の中核的存在として力を発揮する。	これまでの教育実践を振り返り、自らの知識や技能を発展させ後進を育成し、学校運営を推進する。
埼玉県の教員として持ち続けてほしい素養	★	・常に自己研鑽に努め、自律的・主体的に学ぶ ・教育公務員としての使命を自覚し、高い倫理観と生徒等への教育的愛情を持つ ・豊かな人間性やコミュニケーション力・幅広い教養・視野を持ち、家庭や地域など誰とでも協働する				
指導計画	A	「教職課程コアカリキュラム」を踏まえ、学校現場のニーズに対応した教育内容を学んでいる。 教育要領・学習指導要領の内容を理解している。	教育要領・学習指導要領を理解し、教科等及びキャリア教育や進路指導等の目標を達成するため、地域、生徒等の実態を踏まえ教材研究、授業方法、評価方法、指導計画等を検討・作成する。	教育要領・学習指導要領、教材研究、指導方法、評価等について理解を深め、学校の実践や生徒等の発達段階等を踏まえて指導計画等を作成する。	生徒等の発達段階等を踏まえ、カリキュラムマネジメントの視点から、指導計画を中心となって作成する。	自己の経験や実践及び時代に応じた専門的な知識を基に、学校・地域の実態を踏まえた指導計画を各学校等の中心となって作成する。
授業・指導の実践	B	授業等の目標と指導の展開を踏まえ、学習指導案等を書くことができる。 指導の展開に応じた、教材・教具、指導方法を理解している。	授業等の目標を達成するため、生徒等の実態を踏まえ、教材・教具、指導方法等から、場面に応じた効果的な方法を選択し、「主体的・対話的で深い学び」の視点から実践する。	教科等の指導に関する専門性をより高めるとともに、「主体的・対話的で深い学び」をバランスよく取り入れて実践する。	生徒等一人一人や集団に応じた指導方法を工夫し、学校の中核的存在として、若手教員等への指導・助言を行う。	生徒等一人一人や集団に応じた指導を充実させるとともに、自己の経験や実践及びこれまでの研修等を生かして、後進を育成する。
授業改善	C	各発達段階における集団の特性及び学級経営に関する基本的な知識を持っている。	授業等に対する他の教職員の指導・助言を基に、課題を見付け授業改善を行う。	授業研究会等に参加するなど、自ら教育実践を振り返り評価・分析をして、授業改善を行う。	教科、領域等の専門性を高めるとともに、学校の中核的存在として、若手教員等への指導・助言を行い、授業改善を推進する。	自己の経験や実践及びこれまでの研修等を生かして、学校の実態を踏まえた組織的な授業改善を推進する。
学級経営	D	生徒等一人一人の実態把握の必要性を理解している。	学級経営の意義と基本的事項を理解し、生徒等一人一人の人格を重んじながら計画的に学級経営を行う。	学級内で望ましい人間関係を育むことで、問題行動の未然防止を含めた広い観点から学級経営を行う。	学校の中核的存在として、学級経営等について指導・助言を行うとともに、学年経営に寄与する。	時代や生徒等の変化に柔軟に対応しながら学年・学級経営を行うとともに、後進を育成する。
特別な配慮を必要とする生徒等への対応	G	障害の特性や配慮事項等の基本的な知識を持っている。	個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づいて指導・支援を行うとともに、集団への指導・支援を行う。	生徒等と関わる範囲を積極的に広げるとともに、障害の特性に応じた対応を行う。	学校の中核的存在として、学部・学年・分掌等と円滑に連携し特別支援教育を推進する。	家庭・地域等と連携しながら、計画的・組織的に特別支援教育を推進するとともに、後進を育成する。
カウンセリング・教育相談	H	教育相談等の重要性や基本的な知識について理解している。	教育相談等の基本的な技法を習得し、生徒等の理解に努め、問題行動の未然防止を図る。	教育相談等の基本的な技法を活用するとともに、組織的観点からも問題行動の未然防止を図る。	学校組織の中核的存在として、関係機関等と連携しながら、問題行動の未然防止策を計画・推進する。	質の高い教育相談等の推進を図るため学校や地域における中核を担うとともに、後進を育成する。
生徒等の問題行動への対応	I	一人一人の生徒等を大切にす態度を持ち、組織としての対応の重要性について理解している。	生徒等理解のための基本的な知識を基に、校内組織等の助言を得ながら情報収集を行い、適切な指導・支援を行う。	問題行動の背景を十分に理解し、組織的、時系列的観点から対応や指導について検討し、指導・支援を行う。	組織的観点を持ち、時系列を意識した対応を計画し、学校組織の中核的存在として、関係機関、家庭・地域等と連携した指導を推進する。	生徒等の自己指導能力の育成を図るための積極的な生徒指導について、様々な関係機関等と連携するとともに、後進を指導する。
外部連携	J	学校・家庭・地域等との連携の重要性を理解している。	学校組織の一員として、自らの役割を認識し、家庭・地域等との連携を行う。	家庭・地域等との連携を組織的観点から検討し、積極的に取り組む。	家庭・地域等との連携について計画を立て、学校の中核的存在として積極的に計画の実行に取り組む。	家庭・地域等の実態を踏まえ、組織的に連携を進めるとともに、後進を育成する。
運営参画	K	学年、校務分掌、委員会等の学校運営に必要な組織の役割について理解している。	学年、校務分掌、委員会等について、担当業務の責任を自覚し、報告・連絡・相談を行いながら、自己の役割を適切に果たす。	学年、校務分掌、委員会等について、学校全体の運営を意識しながら、正確かつ迅速な対応をする。	学年、校務分掌、委員会等の組織を運営し、各組織が有機的に機能を果たすよう努める。	学校経営の課題を踏まえながら、学年、校務分掌、委員会等で主体的に課題を解決しようとする若手教員や後進を育成する。
学校安全	L	学校安全の諸課題や重要性について理解している。	学校安全に関し、マニュアルを踏まえて危険を予測し、事故発生時には適切に行動する。	学校安全の事故防止等の効果的な事前指導や環境整備に努め、事故発生時には適切に行動する。	学校の中核的存在として安全確保の視点から教育活動全般について見直すとともに、事故発生時におけるマニュアル等の策定に積極的に関わる。	安全確保のため、全体の意識を高める取組を組織的に推進し、後進を育成する。

※「生徒等」とは幼児、児童、生徒のことを指す。 ※幼稚園教諭等については「授業」を「保育」、「学校」を「園」とそれぞれ読み替える。 ※第３ステージ以降は主幹教諭を含む。

※「記号」欄は総合教育センターが加筆。

「資質の積み上げ」イメージ図





埼玉県マスコット「コバトン」

埼玉県立総合教育センター

〒361-0021 埼玉県行田市富士見町2-24

Tel 048-556-6164 (代)・FAX 048-556-3396

Tel 048-556-3370 (特別支援教育担当直通)